

○行方市常用封筒等への広告掲載に関する基準

平成 19 年 4 月 24 日

告示第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、行方市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成 19 年行方市告示第 61 号。以下「要綱」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づき、市が作成する封筒へ広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第 2 条 広告の掲載位置は、封筒の裏面を活用し、次の各号に掲げる規格に応じ、それぞれ当該各号に掲げる枠数を上限とする。

- (1) 角形 2 号封筒 4 枠
- (2) 長形 3 号封筒 4 枠
- (3) 各種通知書等の前号以外の規格の封筒 前号を基準としてその都度市長が定めるもの

2 広告枠の割り振りは、広告主による公開抽選とする。

(掲載規格)

第 3 条 広告の掲載規格は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規格とする。

- (1) 角形 2 号封筒 4 枠の場合 1 枠の大きさ縦 60mm 横 100mm
- (2) 長形 3 号封筒 4 枠の場合 1 枠の大きさ縦 40mm 横 100mm
- (3) 各種通知書等の前 2 号以外の規格の封筒 前 2 号を基準としてその都度市長が定める大きさ

(掲載期間等)

第 4 条 広告の掲載期間は、市長が定めた印刷枚数の使用が終了するまでとする。

(広告の枠数の変更等)

第 5 条 募集する枠数は、その都度市長が定めるものとする。ただし、募集する広告の枠数に広告掲載希望者が満たないときは、複数枠及び複数回の掲載を認めることができる。

(広告の掲載料)

第 6 条 広告の掲載料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 角形 2 号封筒及び長形 3 号封筒 30,000 枚印刷した場合 1 枠につき 20,000 円
- (2) 前号以外の場合 前号を基準としてその都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年告示第 14 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。